



鎌ヶ谷市病後児保育室

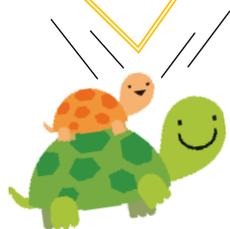


(パンダ保育室)

《ご利用案内》

鎌ヶ谷市では、子育てと就労の両立を支援するために、病後回復期にあるお子さん(病後児)を、医療機関内にある保育室で一時的にお預かりする、鎌ヶ谷市病後児保育事業を実施しています。

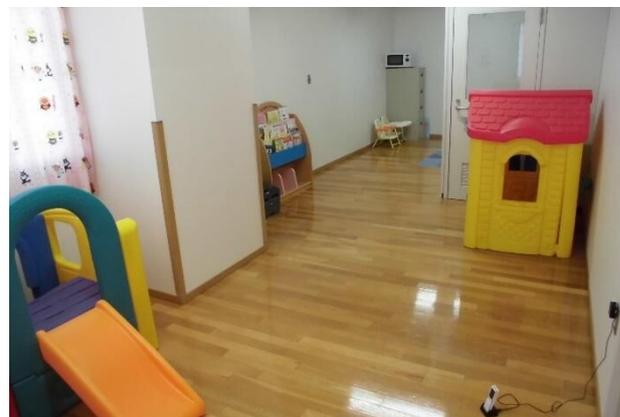
『パンダ保育室』は鎌ヶ谷総合病院内にある保育施設です。病後の回復期にあるお子さんを保育士が体調を見ながらお預かりします。



《施設内の様子》



《施設の外観》



【利用登録】 事前に登録が必要です。

【予約受付】

利用日前日の平日(月曜日利用の場合は金曜日)の
10:00～15:00までに電話で予約してください。

【保育時間】

月～金 8:30～18:00

土 8:30～13:00

※利用当日午前8時30分から事前診察を受けてください。(所要時間20分～30分)

【休室日】

日曜・祝日・年末年始(12/29～1/3)、及び実施施設が指定した日。

利用予約・キャンセルのお問合せ

TEL: 047-498-8111(代表)

※電話口で、「病後児保育の予約について」とお伝えください。

※キャンセルの場合は、キャンセルが分かり次第、早急にお電話ください。

★ 1. 病後児保育を利用できるお子さん

鎌ヶ谷市又は白井市に在住するお子さん（鎌ヶ谷市又は白井市内の保育園等に通園している市外のお子さんも含む）で、次のいずれにも該当するお子さん

- (1) 病気の回復期にあること
- (2) 生後3か月目から小学校6年生までであること
- (3) 保護者の勤務の都合、傷病、事故、出産、家族の傷病等により介護又は看護により集団保育が困難であること
- (4) 市内又は市外の保育園等を利用していること
(認可保育所、小規模保育事業、認定こども園、幼稚園、放課後児童クラブ等)

《病気回復期とは》

病後児保育における、病気の回復期とは、次の病状の回復期にある事をさし、医療機関への入院治療の必要はないが自宅等で安静の必要がある状態をいいます。

- ア 日常的な疾病（感冒、消化不良症等）・・・急性期を経過した以降
- イ 伝染性疾病（麻疹、水痘、風疹等）・・・急性期を経過した以降
- ウ 慢性疾患（喘息）・・・発作などが収まった以降
- エ 外傷性疾患（骨折、火傷等）・・・症状が固定した以降

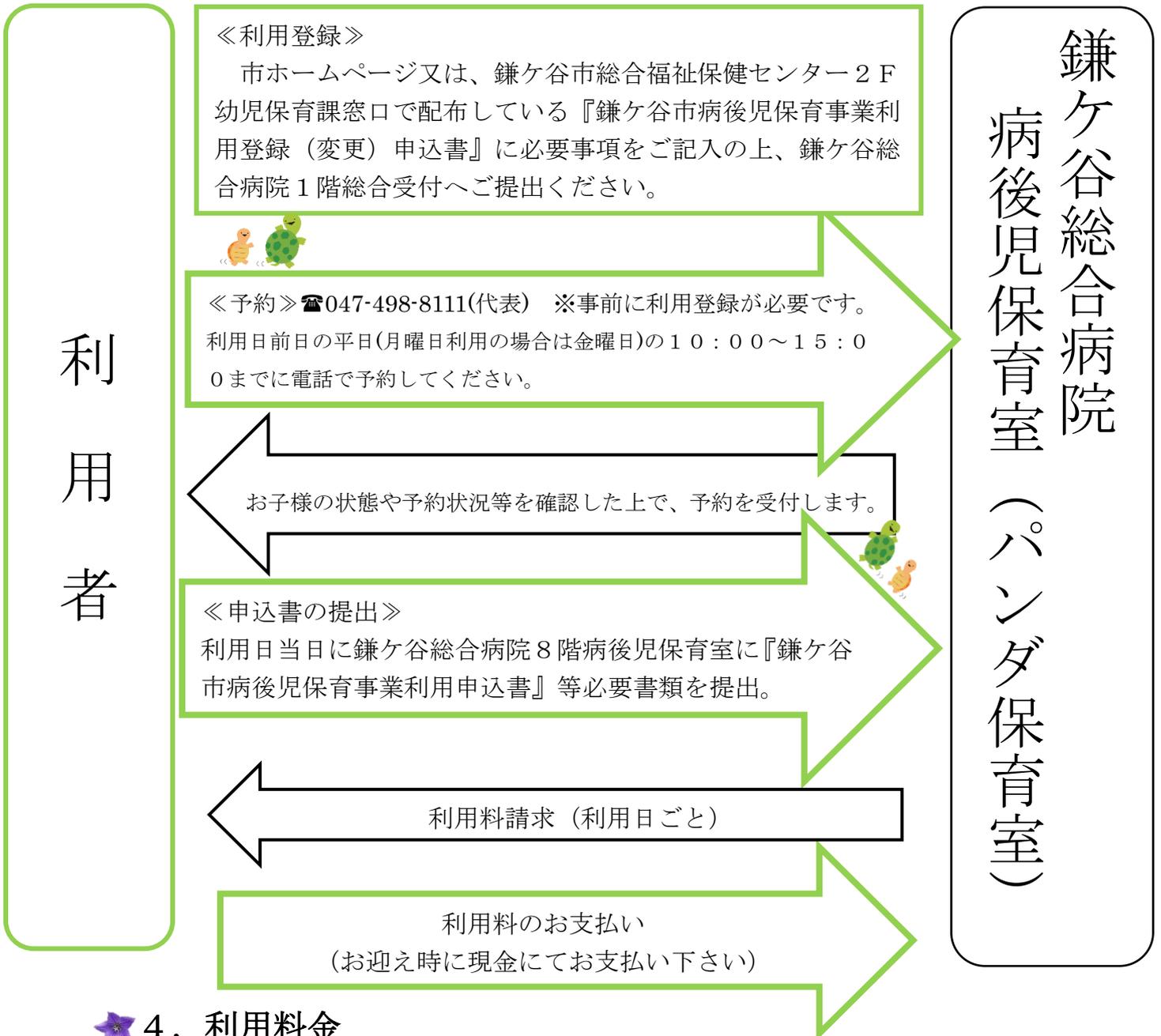


★ 2. 実施施設

施設名称	医療法人徳洲会 鎌ヶ谷総合病院8階 パンダ保育室
所在地	鎌ヶ谷市初富929-6
定員	4名
保育時間	<ul style="list-style-type: none"> ・月曜～金曜 ・8時30分～18時 ※利用当日午前8時30分から事前診察を受けてください。 (所要時間20分～30分)
	<ul style="list-style-type: none"> ・土曜 ・8時30分～13時 ※利用当日午前8時30分から事前診察を受けてください。 (所要時間20分～30分)
休園日	日曜、祝日、12月29日～1月3日、その他施設が指定した日
利用可能日数	連続して7日以内
保育内容	お子様の状況に応じた保育、食事（ミルクを除く）とおやつを提供を

	行います。
電話番号	047-498-8111（代表）

3. 利用の流れ



4. 利用料金

お住まい	利用料/1時間（入室から保護者の迎えまで）	
鎌ヶ谷市又は白井市	300円	

鎌ヶ谷市外又は白井市外	400 円	※最低利用時間 4 時間から
-------------	-------	----------------

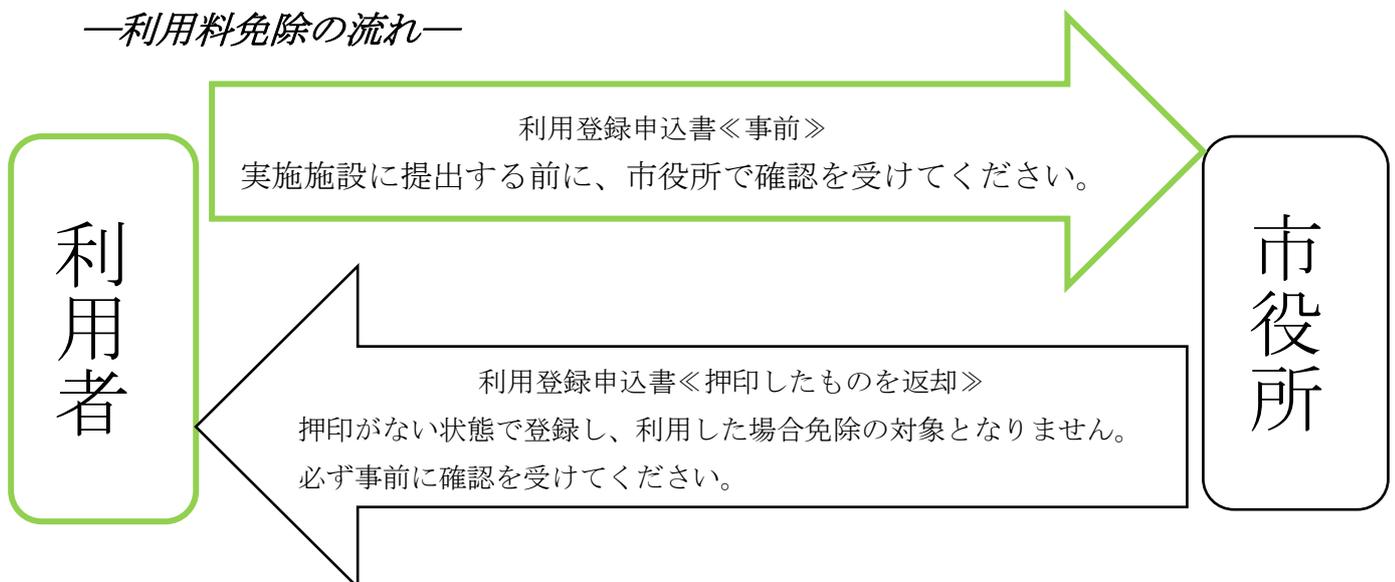
別途昼食費等飲食に係る費用があります。金額については、施設に直接お問い合わせください。

※利用当日のお帰りの際に、現金でお支払いください。

—利用料免除対象者について—

※生活保護世帯または市区町村民税非課税世帯に該当する場合は、あらかじめ利用登録(変更)申込書を幼児保育課窓口へ提出し、その確認を受けてください。その際に該当する世帯であることを証明するものを提示してください。利用料が無料となります。※給食等の実費経費は有料となります。

—利用料免除の流れ—



無料対象の確認を受ける場合

—生活保護世帯—

幼児保育課窓口へ、生活保護受給証明書の写しと「鎌ヶ谷市病後児保育事業利用登録(変更)申込書(以下、申込書という。)」に必要事項を記入の上、ご提出ください。その場にて無料対象の確認をいたします。その後申込書に確認の押印を受けた後、実施施設へ直接お持ちください。

—市区町村民税非課税世帯—

確認を受けようとする年(1月～6月に確認を受けようとする場合は、その前年)の1月1日現在の住所地で交付される最新年度の非課税証明書と申込書を幼児保育課窓口にご提

出ください。ただし、その住所が鎌ケ谷市の場合には、非課税証明書の添付は不要です。課税状況の閲覧に同意（申込書下段に同意欄がございます）をいただいた上で、その場にて確認させていただきます。その後申込書に免除対象の確認押印を受けた後、実施施設へ直接お持ちください。

★ 5. 登録有効期限について

登録日から原則12歳の誕生日を過ぎて、最初の3月31日まで。

ただし、生活保護世帯及び市区町村民税非課税世帯として、市の確認を受けている場合、登録日から最初の8月31日まで。

なお、登録事項に変更があった場合又は、上記有効期限が過ぎる場合には、新たに利用登録（変更）申込書の提出が必要となります。

★ 6. 利用当日の持ち物

持参品（必須）	<input checked="" type="checkbox"/>	持参品（お子さんに応じて）	<input checked="" type="checkbox"/>
1 鎌ケ谷市病後児保育事業利用申込書	<input type="checkbox"/>	・哺乳瓶	<input type="checkbox"/>
2 鎌ケ谷市病後児保育事業家庭連絡票	<input type="checkbox"/>	・粉ミルク	<input type="checkbox"/>
3 健康保険証又は子ども医療費助成受給券	<input type="checkbox"/>	・薬（かかりつけ医等処方した物。市販薬は不可）	<input type="checkbox"/>
4 母子手帳	<input type="checkbox"/>	・寝間着（午睡時）	<input type="checkbox"/>
5 食事用エプロン	<input type="checkbox"/>	・肌着（2～3枚）	<input type="checkbox"/>
6 タオルケット（午睡用）	<input type="checkbox"/>	・紙おむつ（5～6枚）	<input type="checkbox"/>
7 袋（お着替え等入れます）	<input type="checkbox"/>	・お気に入りのおもちゃ、絵本	<input type="checkbox"/>
8 ハンドタオル（お手拭等）	<input type="checkbox"/>	・水筒（飲み慣れたお茶など）	<input type="checkbox"/>

※持ち物全てに記名をお願いします。

※鎌ケ谷市ホームページ内、トップページ→申請書ダウンロード→保育関連（幼児保育課）より必要書類を確認の上、ご持参いただくと、利用当日（初日）のお手続きがスムーズです。

★ 7. 問い合わせ先

○鎌ケ谷市 健康福祉部 幼児保育課 幼児保育支援係

TEL：047-445-1363（内線711、714、779）

○鎌ケ谷総合病院

TEL：047-498-8111（代表）



※お電話の際には、病後児保育について、
問合せしたい旨お話しください。